5月は消費者月間
津市消費生活センターに相談を

平成28年５月１日発行
市民交流課
229-3252　FAX227-8070

一人で悩まずお気軽に

津市消費生活センターでは、津市に在住・在勤・在学の消費者を対象に、資格を持った相談員が消費生活に関する相談に応じます。どんな解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口ですので、万一、悪質商法や商品事故などの消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

過去３年間の相談件数と相談内容

年　度	相談件数	主な相談内容
平成25年度	992件	架空請求や不当請求の相談
平成26年度	1,031件	インターネットサイトの架空請求・不当請求
平成27年度	1,104件	インターネットサイトの架空請求･不当請求､インターネット回線契約の相談

津市消費生活センター
229-3313　FAX229-3312

相談日　月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)
受付時間　９時～12時、13時～16時
場　所　市本庁舎1階市民交流課内

電力小売全面自由化便乗商法にご注意

４月１日から電力小売全面自由化がスタートしました。電力の小売自由化に便乗して、太陽光発電システム､プロパンガス､蓄電池などの勧誘が行われています｡電力の小売自由化に触れながらも、電力の小売自由化と直接関係のない勧誘には注意しましょう。

電力の小売自由化の制度について不明な点があれば、経済産業省の専用ナビダイヤルへ確認してください。

経済産業省専用ナビダイヤル
0570-028-555

⚠ 慌てず、しっかりチェック！

家庭の使用量に照らした比較になっていますか？
「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けましょう。

契約期間や途中解約、割引の条件は？
長期の契約になっていないか、違約金が発生しないか、他の商品やサービスとセットになっていないかなど、よく確認しましょう。

契約する小売電気事業者を確認しましたか？
小売電気事業者は登録制です。経済産業大臣の登録を受けた事業者かどうか確認しましょう。

出前講座のご利用を

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を開催しています。市職員または消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を交えながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。

費　用　無料
申し込み　市民交流課へ